

食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の皆さま

## 令和5年4月1日以降 職長等に対する安全衛生教育の対象業種 が拡大されます！

労働安全衛生法第60条では、事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当する場合、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（以下、「職長等」という。）に対し、事業者が安全衛生教育（以下、「職長教育」という。）を行わなければならないことを定めています。



労働安全衛生法施行令の一部改正に伴い、労働安全衛生法施行令第19条で定める業種に、以下の業種が追加され、職長教育が必要となりますので、ご注意ください。【施行日：令和5年4月1日】

### 追加

食料品製造業（除：うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業）

新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業、従前より職長教育の対象です

職長教育の内容（労働安全衛生法施行規則第40条）

全 12 時間

| 事項                                                              | 時間    |
|-----------------------------------------------------------------|-------|
| 作業手順の定め方<br>労働者の適正な配置の方法                                        | 2 時間  |
| 指導及び教育の方法<br>作業中における監督及び指示の方法                                   | 2.5時間 |
| 危険性又は有害性等の調査の方法<br>危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置<br>設備、作業等の具体的な改善の方法 | 4 時間  |
| 異常時における措置<br>災害発生時における措置                                        | 1.5時間 |
| 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法<br>労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法      | 2 時間  |

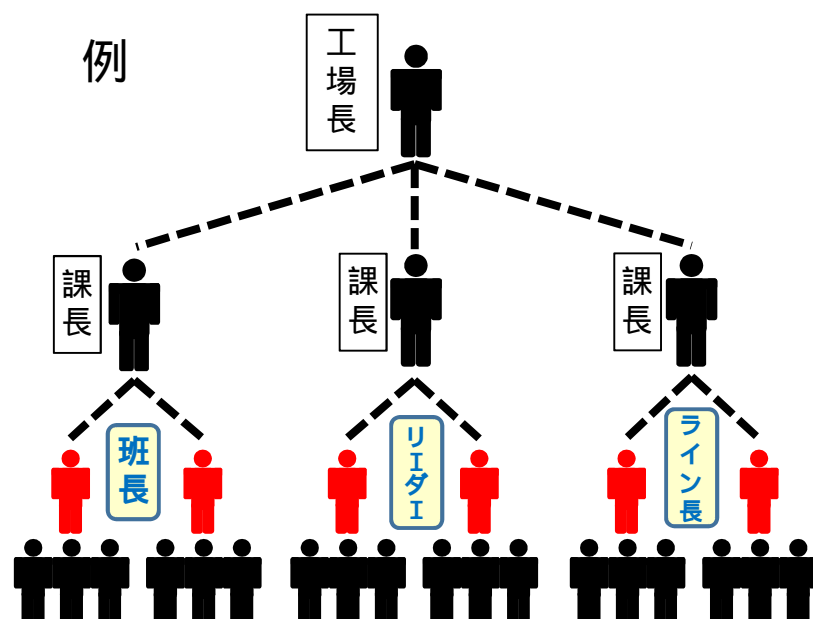
札幌中央労働基準監督署

Q．「職長」の範囲って？

「職長」とは、「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」の総称です。

「班長」「リーダー」「ライン長」等、名称の如何を問わず、仕事上、現場で指揮又は命令する者が、「職長等」に該当します。

一般的には、下例の  に相当する者が、「職長等」に該当すると考えられます。



Q．職長教育はどこで行っているの？

「職長教育」は事業者が行う教育ですが、教育を行う講師は『教育事項について必要な知識および経験を有する者とする』と定められております。

事業場内に講師となる者がいない場合は、安全衛生団体等が開催する「職長・安全衛生責任者教育」に事業者が委託し、対象者が受講することにより、事業者が行う職長教育とすることも可能です。

不明な点については、札幌中央労働基準監督署 までお問合せください  
( 011 - 737 - 1192 )